

ドイツ連邦行政手続法等における行政行為の撤回

乙 部 哲 郎

- 一 はじめに
- 二 侵益的行政行為の撤回
- 三 授益的行政行為の撤回
- 四 目的拘束的給付行政行為の撤回
- 五 二重効果的行政行為の撤回
- 六 租税行政行為の撤回
- 七 おわりに

一 はじめに

一 ドイツでは行政行為の撤回については古くから豊富な研究があり、その概要についてはわが国でも紹介・検討するものがある。戦前に、渡辺博士は、ナチス体制期およびそこに至るまでの間の学説の展開を紹介・分析

する。⁽¹⁾戦後、高根博士もこれらの学説の一部について略述する。⁽²⁾杉村博士は、O・マイヤー、フライナー、フォルストホフ、ネービンゲル、ツレックなど通説は戦前戦後を通じて撤回自由の原則をとり、その根拠を司法とは異なる行政の目的（公益の実現）・性質（事情変遷への即応）に求めるのに対して、イプセンは自由と財産の侵害に法律の根拠を求めるヴァイマル憲法一一四条・一五三条を理由に、すべての授益的行政行為につき撤回制限を主張すると分析する。そのうえで、全部留保説の立場からは右のイプセンの見解にも従いえないといい、わが国の戦後の法律の規定の仕方でも考慮して、行政行為の撤回には法律の根拠が必要ということを提唱する。⁽³⁾その後、鍋沢教授もこれらの学説を紹介・検討する。⁽⁴⁾遠藤博士は、ドイツの学説等をも素材に、行政行為の撤回をめぐる論点についてかなり包括的に検討しており、近時、石崎教授も、コルマンなどの撤回論を紹介・分析して、権利設定行為ではない許可の撤回制限を導くために「利益的行政行為」概念が導かれたとしている。⁽⁶⁾

ドイツでは、従来から、行政行為の撤回について判例理論や各種の法規定の展開もあったところである。⁽⁷⁾一九七六年に制定の連邦行政手続法（V w v f G）四九条は、内容的には従来法規定や判例・学説の影響が多分にみられるものの、行政行為の撤回に関するもつとも包括的な一般法である。⁽⁸⁾

二 筆者は、わが国の判例や学説を主な素材として、行政行為の撤回について検討を試みたいと考えているが、そのさいにはV w v f G 四九条に定める規律も参考に値するように思われる。そこで、本稿は、若干の文献によりつつ同条を中心に概観を試みようと思図するものである。

(1) 渡辺宗太郎「行政行為取消論」(昭一六・一九四一)『ナチスの行政法理論』所収(有斐閣、昭一八・一九四三)五五頁以下。渡辺博士は、①ナチス体制以前の市民的法治国下の理論として、撤回自由論の代表者であるフライナー、撤回制限論の代表者であるイプセンの見解を紹介する。ついで、O・マイヤー、W・イエリネク、コルマンの見解を

紹介するが、これらの学説は法律の特別の根拠のないかぎり撤回は許されないとみるとする。なお、撤回制限の論拠として、ナウマンは信義則をあげるようであるが、イブセンは信頼保護・信義則は補助的機能をもつにすぎず、行政行為による権利発生を前提に行政行為の存続を信頼したときにその撤回は信義則違反となるとするようである。②ナチス体制に向かう過渡期の撤回論として、ケーラー、ケットゲン、ケルロイター、ラフォレート、マウンツの見解を紹介する。マウンツを除くと、信頼保護・信義則・法安全などを撤回制限の根拠としてもあげ、ラフォレートはその例として詐欺・脅迫等により行政行為にかかる利益を得た場合をあげるようである。とりわけマウンツに新傾向が見られるという。③ナチス体制下の撤回論は、もっぱらナウマンによりつつ概観する。ここでは、市民的法治国家において法律留保の原則との関係から特に重要視された「利益付与の行政行為」と「負担賦課の行政行為」との区別、撤回自由と撤回制限の区別、撤回制限の根拠としての権利概念などはもはや重要ではないこと、「処罰による撤回」の觀念も成立しないことなどを指摘する。

(2) 高根義三郎「行政行為の撤回」新報五八巻四号(昭二六・一九五一)四二三頁以下、同「行政行為の不撤回性に就て」新報五八巻七号(昭二六・一九五一)七一四頁以下。なお、同『行政訴訟の研究』(一粒社、昭三二・一九五七)一五〇頁以下。

(3) 杉村敏正「行政行為の撤回の法理」(昭三四・一九五九)『法の支配と行政法』所収(有斐閣、昭四五・一九七〇)一五九頁以下。なお、近代以降のドイツの主な憲法典については、高田敏二初宿正典編著『ドイツ憲法集』(信山社、平六・一九九四)一六頁以下に訳出がある。

(4) 鍋沢幸雄「行政行為の職権による取消序説」早稲田法学会誌一五巻(昭三九・一九六四)一三三頁以下。

(5) 遠藤博也『行政行為の無効と取消』(東大出版会、昭四三・一九六八)一八〇頁以下。

(6) 石崎誠也「利益的行政行為の概念について」新潟一六巻二号(昭五九・一九八四)二四六頁以下。

(7) 行政行為の取消・撤回に関する法規定の展開や旧規定群については、M. Arndt, Rücknahme und Widerruf von

Verwaltungsakten-Aufhebung und Änderung von Steuerbescheiden, 1998, S. 29ff., 228ff. 以下、ドイツの文献を引用する場合は、Arndt, Fn (7), S. 29 とさうように表示する。本稿のような書式で Fn などと表示するのは必ずしも正確ではなく、わが国でも N とか Anm. と表記するものもあるが、最近のドイツでは Fo や同種の表示方法をとるものが多いことも考慮して、本稿でも便宜上、同様に扱うことにする。同種の表示方法をとるものに、宮田三郎『行政裁量とその統制密度』（信山社、平六・一九九四）がある。

(8) 一九三六年に制定のヴェルテンベルク修正行政法草案に定める行政行為の取消・撤回に関する規定については、田中二郎『行政法通則に関する一資料』（昭一六・一九四一）『公法と私法』所収（有斐閣、昭三〇・一九五五）三四四頁以下。一九六三年の V w V f G 模範草案中の規定については、南博方『西独の行政手続法模範草案の構想と概要』（昭三九・四〇、一九六四・一九六五）『行政手続と行政処分』所収（弘文堂、昭五五・一九八〇）七五頁以下、V w V f G 全般の概要については、成田頼明『行政手続の法典化の進展』田中二郎古稀記念『公法の理論下1』（有斐閣、昭五二・一九七七）一七〇〇頁以下。V w V f G の全訳として南・前掲書二五二頁以下があり、本稿でも訳出に当たり参考にした。

二 侵益的行政行為の撤回

一 概 説

一 一九九六年には、V w V f G について重要な改正が行われた。これにより、四九条三項および四九 a 条が新設されたが、内容的にはこの改正とともに廃止された連邦財政法（B H O）四四 a 条を継受している⁽⁹⁾。従来の四九条三項は四項となったが、そのさい、「後の時点」は「他の時点」に代えられた。従来の同四項・五項は、そのまま五項・六項に繰り下げられた。なお、同法とその適用領域を共通にする特別規定があるが、特別規定のな

いかぎりと同条が適用される。ここで、あらかじめ同条を掲げておくことにする。

第四九条（適法な行政行為の撤回）

- (1) 適法な非授益的行政行為は、それが不可争となった後でも、全部または一部、将来に対する効力をもって撤回することができる。ただし、同一内容の行政行為を改めて発しななければならないとき、または、その他の理由から撤回が許されないときは、このかぎりでない。
 - (2) 適法な授益的行政行為は、それが不可争となった後でも、次の各号のいずれかに該当するときにのみ、全部または一部、将来に対する効力をもって撤回することが許される。
 - 一 撤回が、法規定により許されるとき、または、行政行為において留保されているとき
 - 二 行政行為に負担が付されている場合において、受益者がこれを履行しなかつたとき、または、定められた期間内に履行しなかつたとき
 - 三 官庁は後に発生した事実に基づくならば行政行為を発しない権限があり、かつ、撤回をしなければ公益が危うくなるであらうとき
 - 四 受益者が授益をなお使用しなかつたか、または行政行為に基づく給付をなお受領しなかつたかぎり、官庁は変更した法規定に基づくならば行政行為を発しない権限があり、かつ、撤回をしなければ公益が危うくなるであらうとき
 - 五 公共の福祉に対する重大な損失を防止し、または、これを除去するためであるとき
- 第四八条第四項の規定は準用される。
- (3) 一定の目的の履行のために一回的もしくは継続的金銭給付もしくは分割可能な物の給付を与え、または、

給付の要件となつてゐる適法な行政行為は、不可争となつた後でも、次の各号のいずれかに該当するとき
は、全部または一部、過去に対する効力をもつてしても撤回することができる。

一 行政行為において定めた目的のために、給付がその提供後直ちに利用されないとき、または、もはや
利用されないとき

二 行政行為に負担が付されている場合において、受益者がこれを履行しなかつたとき、または、定めら
れた期間内に履行しなかつたとき

第四八条第四項の規定は準用される。

(4) 撤回されるべき行政行為は、官庁が他の時点を定めなるときは、撤回の発効とともにその効力を失う。

(5) 撤回に関しては、行政行為の不可争後は、第三条の規定により権限を有する官庁が決定をする。撤回さ
れるべき行政行為が他の官庁により発せられたときも、また同様とする。

(6) 第二項第三号から第五号までの規定に該当する場合において、授益的行政行為が撤回されるときは、官
庁は、申請に基づき、当事者が行政行為の存続を信頼したことにより受けた財産的損失を、この信頼が保
護に値するかぎり、当事者に対し補償しなければならない。第四八条第三項第三文から第五文までの規定
は準用される。補償に関する紛争には、通常の訴訟が与えられる。

二 V w V f G 四九条は、侵益的行政行為と授益的行政行為とで撤回の許容基準を区別している。同四八条一
項二文は授益的行政行為概念を定め、同四九条でいう授益的行政行為概念もこれを前提におき、それ以外の行政
行為を非授益的行政行為 (nicht begünstigender Verwaltungsakt) すなわち侵益的 (belastend) 行政行為とみる。
侵益的行政行為の中には、許認可の申請拒否や授益的行政行為の廃止も含まれる。二重効果 (Doppelwirkung)

的行政行為は、侵益的性格が強いときや授益が付随的にすぎない場合を除いて、授益的行政行為として扱われる。
(9) 連邦財政法四四a条をめぐる議論やそのVwVfGへの転化の動きについては、米丸恒治「給付行政行為の撤回の遡及効」福島四卷二号(平三・一九九一)四六頁以下。

二 撤回自由の原則

一 侵益的行政行為については、撤回自由の原則を定める(一項)。侵益的行政行為の撤回は自由であるとしても、当該事案で具体的に撤回できるかどうかは、官庁が義務に適った裁量(pflichtgemäßes Ermessen)に基づき決定する。この場合、裁量行使のための一般原則が適用される。たとえば、ミュラーは、行政行為の取消・撤回の制限の根拠は基本法二〇条三項の法治国原理に由来する信頼保護原則にあり、信頼保護は法的安定性の主観法的な観念であるという前提にたつが、侵益的行政行為の廃止は当事者には授益的であるがために信頼保護は問題とならないという⁽¹⁰⁾。

侵益的行政行為の撤回については期間制限の定めはなく、法的救済の期間経過後でも撤回は許される。

二 侵益的行政行為については、撤回自由の原則が妥当するが、これには例外がある。第一に、同一内容の行政行為を改めて発しななければならないときは撤回は許されず、第二に、他の理由から撤回が許されない場合もある(一項ただし書)。マイアーは、「他の理由」として、法律規定、優越的法原則(例、権利形成的行政行為の場合の法的安定性)、平等条項、行政行為を撤回しないという第三者に対する確約の存在などをあげる⁽¹¹⁾。VwVfG草案の政府理由書は法律の規定などのほか行政内部の指令も含めるようであるが、これには異論が多いようである。法律の規定から撤回不許容が導かれるということは、結局、VwVfGの特別法に対する補完性(一条)を繰り返すものであり、宣言の意味をもつにすぎないものもある⁽¹²⁾。

(10) H. Müller, Die Aufhebung von Verwaltungsakten unter dem Einfluß des Europarechts, 2000, S. 115. 侵益的行政行為について撤回自由の原則が妥当することは、V w V f G 制定前でも一般的傾向であった。たとえば、F. Haueisen, Der Widerruf fehlerfreier Verwaltungsakte, NJW 1955, S. 1457ff. ただし、ナチス行政法下の撤回理論については、前掲注(一)参照。

(11) Hubert Meyer in: Knack, Verwaltungsverfahrensgesetz (Kommentar), 7. Aufl., 2000, S. 928.

(12) Müller, Fn (10), S. 71.

三 授益的行政行為の撤回

一 概 説

一 V w V f G 四九条二項一文は、同一号から五号に定める撤回事由があるときにのみ (nur, wenn……)、「授益的行政行為の撤回は許されると定めることから、この撤回事由は完結的 (abschließend) であるとされる。これらの撤回事由は、ほぼ従来の判例学説の支配的見解に従うものであるともいわれている。これらについて、ミュラーは、行政の柔軟性確保のための撤回事由(一号、三号、五号)、「制裁のための撤回事由(二号)」。なお、三項の場合もこれに含める)の二つに分けて扱⁽¹³⁾う。マイアーは、法令が撤回を許容するとき(一号)、当事者の行為や領域に帰せしめられる事情により撤回が招来されるとき(二号)、事実・法状況の事後的変更の場合に撤回を求める優越の公益があるとき(三号、五号)の三つの類型に分け、前二者では、当事者は撤回の可能性に備えるべきであり、その法的地位は当初から潜在的に制限されているという⁽¹⁴⁾。撤回事由の完結性を厳格に理解する場合には、受益者の同意 (Zustimmung) を撤回事由として認めることには問題があろう⁽¹⁵⁾。

二 撤回事由が存在する場合でも、具体的に撤回するかどうか、または、どの程度に撤回するかは、官庁が義務に適った裁量に従って決定する。この場合、裁量行使のための一般原則が適用される。侵益的行政行為に限らず授益的行政行為についても、改めて同一内容の行政行為を発すべき義務がある場合には原則として撤回は許されず、また、撤回はとりわけ継続効 (Dauerwirkung) をもつ行政行為についてのみ許され、完結的行政行為の場合には本来の意味の撤回ではなく新たな行政行為の発付をもちたすことになろう。⁽¹⁷⁾

(13) Müller, Fn (10), S. 73, 88. 戦前戦後にも、行政行為の撤回事由について類似の視点から分類するものがあったことについては、渡辺・注(1)五六頁、杉村・注(3)一五九頁。

(14) Meyer, Fn (11), S. 922f. なお、杉村・注(3)一六四頁以下。

(15) F. O. Kopp, Verwaltungsverfahrensgesetz mit Erläuterungen (Kommentar), 1976, S. 547ff. V w V f G 制定前にも、Hauelsen, Fn (10), S. 1460 はほぼ同旨の撤回事由をあげるほか、行政行為が申請人の利益に発せられたときにもその同意を撤回事由として認める。ネーヒンゲルも受益者の同意を撤回事由として認めることについては、杉村・注(3)一六五頁。

(16) H. Bronnenmeyer, Der Widerruf rechtmäßiger begünstigender Verwaltungsakte nach §49 VwVfG, 1994, S. 165ff. は、撤回事由がある場合でも行政行為を撤回することができない一般的な理由として、このほか、撤回が基本法一四条にいう公用収用を意味し、かつ、同条二項によりこの公用収用が許されなるときなどをあげる。

(17) Meyer, Fn (11), S. 934.

二 撤回事由

一 撤回留保 (一)号 1 法規定が撤回を許す場合 (一)号前段) 法規定の中に、法律・法規命令・条

例が含まれることに異論はない。行政規則については、支配的見解はこれを否認する。法規定は特別行政法中に

多数みられるが、この法規定が撤回を許すかぎり、VwVfG自体が適用されないことになる(一条)。そこで、撤回の法的根拠はむしろ特別の法規定にあり、本号前段の規定は独自の法的意味を有するものではないともいわれる⁽¹⁸⁾。法規定が定める撤回留保を当事者が知らなかった場合でも、本号前段の撤回事由を充たす⁽¹⁹⁾。

2 行政行為中に撤回を留保する場合(一号後段)

行政行為の発付を求める請求権がある場合、附款は当該行政行為の法律上の要件を確保するために付すから(三六条一項)、留保された撤回権の行使は、行政行為の発付要件が履行されないために違法となるときは許される。このほかの行政行為の場合、附款の設定は官庁の義務に適った裁量に服するから(二六条二項)、法律の目的に適合するものでなければならず、留保された撤回権の行使もこのような目的を追求するものでなければならぬ⁽²⁰⁾。支配的見解は、撤回権の留保はそれ自体の許容要件を充たすことが必要とみるようであるが⁽²¹⁾、附款も行政行為の一種であり違法な附款も原則として有効であるから(四三条二項)、違法な撤回権留保に基づく撤回権の行使も許されうるといふ見解もある⁽²²⁾。

二 負担の不履行(二号)

1 行政行為の法律上の要件を確保するために負担を付すことも許されるが、

負担の不履行により行政行為が違法となる場合には、これを撤回することができる。負担の不履行にもかかわらず行政行為が適法である場合にも、官庁は発付しようとは思わない行政行為を押しつけられることはないから撤回は許される⁽²³⁾。違法ではあるが有効な負担の不履行は本号の撤回事由を充たすかどうかは、撤回権の留保の場合と同様の扱いがされよう。

2 負担の不履行の場合に、行政上の強制執行により負担の履行を確保するか本体である行政行為の撤回により制裁するかは官庁の裁量に属するが、前者が直接的な対応手段であるから、比例適合原則に基づき後者よりも優越するのが通例であろう⁽²⁴⁾。負担の履行期限が設けられていないときは、官庁は撤回前に期限を設定しなければ

ならない。⁽²⁵⁾ 負担の不履行について受益者の故意・過失は、原則として撤回事由としては不要である。⁽²⁶⁾

三 事実の変更（三号） 本号の撤回事由は、以下の三つの要件をすべて充足しなければならない。

1 事実の事後的発生 事実とは、決定上重要な事実のみをいう。⁽²⁷⁾ 事実は行政行為の発付後に発生したことが必要である。官庁が行政行為の発付時に存在していた事実を発付後に知ったとき、あるいは、同一事実の評価を事後に改めたときは、いずれも右の要件にはあたらない。四号は法的事情の変更のもっとも重要な場合を対象に（法規定の変更）、三号よりも撤回要件を厳しく定めることから、この他の法的事情の変更は三号の撤回事由にも該当しない。事実変更が受益者の責任領域（Verantwortungsbereich）にあることは撤回事由とはならないが、撤回するかどうかの裁量決定の際には考慮される。⁽²⁸⁾

2 行政行為の不発付の権限 事実の変更により行政行為の発付要件が消滅して行政行為が違法となるとき、または、行政行為の発付を裁量瑕疵とするような事実が発生するときは、いずれも行政行為の不発付のための権限が生じる。この権限の存否の判断時については、行政行為時説、事実変更時説、撤回時説など見解は分かれる。本号の文言によれば、事後に発生した事実によれば官庁は行政行為を発しない「権限があり（Berechtigt wäre）」⁽²⁹⁾ とい、「権限があった（Berechtigt gewesen wäre）」⁽³⁰⁾ といわなうこと、撤回は将来に向かっての行政行為の廃止であるから、廃止権限が過去にあったかどうかは重要ではないことなどから、撤回時説が適切である。⁽²⁹⁾

3 公益への危険性 単に撤回への公益が受益者の行政行為の維持への利益を上まわるといっただけでは不足、行政行為を維持すること自体、公益に危険を及ぼすことが必要であるといっ。⁽³⁰⁾ この点、ミュラーは、公益への具体的危険性が必要であるとして、個別事案で行政行為の効力を維持すれば損害発生 of 十分な蓋然性があると、新事実の発生により行政行為が違法となったときは、この要件を充たすといっ。⁽³¹⁾ 公益への危険性という基準

は明確ではないことから、これを撤回事由として加えることには批判もある。⁽³²⁾

四 法規定の変更（四号） 本号の撤回事由は、以下の四つの要件をすべて充足する必要がある。

1 法規定の変更 法規定に法律・法規命令・条例が含まれ、行政規則が含まれないことに異論はない。慣習法が含まれるかは争いがある。⁽³³⁾ 特別の規定により法規範と類似の効果をもつ判例（憲法裁判・行政裁判上の規範統制判決）には、本号が準用される。これに対して、（最高裁の）確立した判例は、抽象的一般的効果をもたないこと、法設定に匹敵しうる手続で公表されないことから、法規定には含まれないという。⁽³⁴⁾ なお、ブロンネンマイアーはつぎのように述べている。①変更後の法規定が旧規定に基づく受益の廃止を明示的に命ずる場合、変更後の法規定の優越性のゆえに本号は適用されない（一条）。受益の維持が新しい法規定の意味・目的に合わない場合にも行政行為は違法となり、この場合、本号の規定は適法状態の回復を目的とする。②法規定の変更にもかかわらず行政行為が適法にとどまる場合、撤回の目的は公益への危険を防止することにある。⁽³⁵⁾

2 行政行為の不発付の権限 三号の規定についての説明がここでも妥当するであろう。

3 公益への危険性 支配的見解は三号の場合と同様の考えである。当該法規定の変更目的に沿う公益の保護のための撤回が許されるのであり、別の規定目的から生ずる公益の保護のための撤回は許されない。⁽³⁶⁾

4 給付の未費消・未受領 この要件は、建築法に由来するいわゆる私人の権利や行為の現実化（Inswertsetzen）概念に関係する。四八条二項・三項による行政行為の区別に対応し、金銭・物の給付を目的とする行政行為では受益者が給付を受領しなかったときにのみ撤回は許され、それ以外の授益的行政行為では受益者による授益の利用やその程度に撤回の可能性は依存するといふ。⁽³⁷⁾ 回帰的給付（wiederkehrende Leistung）を目的とする行政行為では、撤回はまだ授与されない給付についてのみ可能である。⁽³⁸⁾

五 公共の福祉に対する重大な損失の防止・除去（五号） 1 三号・四号の場合とは異なり、単なる公益への危険だけでは撤回は許されず、損失が直接かつ具体的に切迫しているか、または、すでに発生していることが必要である。⁽³⁹⁾ 当事者がこの危険を招いたことは撤回事由としては不要である。⁽⁴⁰⁾

2 改めて同一内容の行政行為を発すべき義務があるにもかかわらず、例外的に本号に基づく撤回が許される場合もある。それは、行政の法律適合性原則と少なくとも同等の価値のある法益があるときである。個人的法益とりわけ財産権領域のものは原則としてこれに含まれないが、基本法一条・二条を考慮すれば、個人の健康や生命はこれに含まれる。⁽⁴¹⁾ 他の措置と合わせて初めて本号の目的を達する場合でも、撤回は許される。⁽⁴²⁾ 公共の福祉の保護を撤回事由とすることには、学説上、批判もある。⁽⁴³⁾

- (38) W. Scheerbarth, Gedanken zum Musterentwurf eines Verwaltungsverfahrensgesetzes, DVBl 1966, S. 782f.; Bronnenmeyer, Fn (16), S. 88f.; Meyer, Fn (11), S. 930.
- (39) Meyer, Fn (11), S. 930.
- (40) Bronnenmeyer, Fn (16), S. 91ff. 同註「論評」 H.-J. Blanke, Vertrauensschutz im deutschen und europäischen Verwaltungsrecht, 2000, S. 209.
- (41) Kopp, Fn (15), S. 549; Bronnenmeyer, Fn (16), S. 98ff. ▷▷▷▷▷註「論評」 O. Kimmich, Rücknahme und Widerruf begünstigender Verwaltungsakte, JuS 1965, S. 257; Scheerbarth, Fn (18), S. 780, 783f.
- (42) Meyer, Fn (11), S. 930; Müller, Fn (10), S. 74f.
- (43) Bronnenmeyer, Fn (16), S. 104ff.
- (24) Kopp, Fn (15), S. 550; Meyer, Fn (11), S. 931. ▷▷▷▷▷註「論評」 Hauelsen, Fn (10), S. 1460; Scheerbarth,

- Fn (18), S. 783 へ引用せらる。
- (15) Hans Meyer in: Meyer/Borgs, Kommentar zum Verwaltungsverfahrensgesetz, 1976, S. 325; Meyer, Fn (11), S. 931.
- (16) C. H. Ule in: Ule/Laubinger, Verwaltungsverfahrenrecht, 1977, S. 256; Hans Meyer, Fn (25), S. 325; Meyer, Fn (11), S. 931f.; Blanke, Fn (20), S. 211f. ナチス時代に前記レペヤンなるを引用せられたることは渡辺・社(一)の頁参照。その後 Hauelsen, Fn (10), S. 1460 へ引用せらる。
- (17) Bronnenmeyer, Fn (16), S. 122.
- (18) Bronnenmeyer, Fn (16), S. 122f.
- (19) Bronnenmeyer, Fn (16), S. 129f. なお Müller, Fn (10), S. 79f. へ 確約に関する三三三条三項との比較がなされて同条のハルルを引用せらる。
- (20) Kopp, Fn (15), S. 552; Hans Meyer, Fn (25), S. 325; Ule, Fn (26), S. 256. なお Meyer, Fn (11), S. 934 へ 権利形成的行政行為の撤回は、公益の存在にこそして特別に高度の要請がなされること。形成的行政行為の撤回は、公益の存在にこそして特別に高度の要請がなされること。 Meyer, Fn (11), S. 933; Blanke, Fn (20), S. 215 f. へ賛成せらる。 Bronnenmeyer, Fn (16), S. 137 へ反対せらる。
- (21) Kimmich, Fn (21), S. 257f.; Scheerbarth, Fn (18), S. 783; Hans Meyer, Fn (25), S. 325.
- (22) 行政法論のハルル' Bronnenmeyer, Fn (16), S. 141. 行政法論のハルル' Meyer, Fn (11), S. 934; Müller, Fn (10), S. 83 ff.
- (23) Bronnenmeyer, Fn (16), S. 142f.; Meyer, Fn (11), S. 934.
- (24) Bronnenmeyer, Fn (16), S. 138ff.
- (25) Bronnenmeyer, Fn (16), S. 157.

(37) Ule, Fn (26), S. 256f. など; Hans Meyer, Fn (25), S. 326 は、六階建ての建物の建築許可の発付後、法律の改正により四階建てまでの建築のみが許されることになった場合、五階・六階部分が未建築であるときはこの部分に限り建築許可の撤回は許されるというが、五階・六階部分の建築の準備状況も考慮すべきであろう。

(38) Meyer, Fn (11), S. 935. 法規定の変更を撤回事由とすることに批判的なものとして、Scheerbarth, Fn (18), S. 783.

(39) Bronnenmeyer, Fn (16), S. 163f. 同四 Meyer, Fn (11), S. 935f.; Blanke, Fn (20), S. 220f.; Müller, Fn (10), S. 87.

(40) Meyer, Fn (11), S. 936.

(41) Bronnenmeyer, Fn (16), S. 162f. など; Müller, Fn (10), S. 87 は、この撤回事由を充足するときは撤回するかどうかの裁量はゼロに縮減するであろう。

(42) Kopp, Fn (15), S. 555f.; Meyer, Fn (11), S. 936.

(43) VwVG制定前引、Kimminich, Fn (21), S. 257f.; Scheerbarth, Fn (18), S. 783f. など; 遠藤・注(5)一九六頁参照。Hans Meyer, Fn (25), S. 326 は、本号は厳格に解釈すべきであるとして、公共の福祉に対する重大な損失の防止・除去のために他に適切な手段がない場合にのみ撤回が許されるという。

三 撤回の制限・効果

一 撤回事由がある場合でも、当該事案で具体的に撤回するかどうかは官庁の義務に適った裁量に委ねられるが、この場合、比例適合原則・平等原則など裁量行使のための一般原則が適用される。とりわけ信頼保護原則が重要な役割を果たす。ブロンネンマイアーは、撤回制限の根拠として信頼保護原則のほか比例適合原則をあげ、各撤回事由との関係で以下のように述べる。⁽⁴⁴⁾

まず、法規定に基づく撤回留保の場合、法規定が官庁の裁量を承認するかぎりその裁量基準に委ねられるが、

この場合でも比例適合原則や信頼保護原則など一般的な考量基準が妥当する。行政行為に付された撤回留保の場合、原則として行政行為の存続への信頼は保護に値しないが、たとえば撤回留保の条件とした事情の発生は全く蓋然性がないなどという例外的場合には信頼は保護に値する。⁽⁴⁵⁾ 負担不履行についても、ほぼ同様のことが妥当する。⁽⁴⁶⁾ つぎに、事実変更・法規定の変更・公共の福祉の事由に基づく撤回の場合は、四九条六項によれば、行政行為の存続への当事者の信頼を損失補償の形で組み込んでいる。しかし、連邦行政裁判所一九九二年一月二四日判決は、六項は受益者の保護に値する信頼の完結的処理を含まないと判示する。六項は、言語上も保護に値する信頼があるにもかかわらず撤回をした場合の法的效果を定め、撤回の要件を定めるわけではない。六項は、当事者の法的地位が完全に補償される場合にのみ行政行為の存続についての信頼保護を認めないが、非財産的利益については六項の保護の対象外であり行政行為の存続すなわち撤回禁止も認めうる。⁽⁴⁷⁾ 行政行為の存続についての保護に値する信頼は、①当事者が授益を利用したか行政行為に基づく給付を受領したとき、②行政行為の手続・内容的特殊性が行政行為の存続への信頼を是認するとき（例、私権形成的行政行為）、認められる。これに対して、当事者が事実変更や法規定の変更を知りまたは知るべきであったという場合には、保護に値する信頼は存しない。行政行為の存続への信頼が保護に値する場合でも、公共の福祉のための撤回が許されたり裁量が零になり撤回義務が生ずることもある。

ミュラーも、四九条二項は撤回事由を制限的に列挙することにより、また、将来に向かっての撤回であることを定めることにより抽象的な信頼保護を与えるというが、撤回事由がある場合でも実際に撤回をすることが裁量決定に委ねられ、その際には信頼保護原則が考量基準となるとみる。そして、官庁は、裁量の範囲内で当事者の存続利益 (Bestandsinteresse) が金銭補償により償われるかどうか、またその程度を審査すべきであり、例

外的事情が存在するときは信頼保護の視点のもとで撤回の不許容が導かれるという。⁽⁴⁸⁾ なお、信頼保護の要件としては、一般に、主観的な信頼のほか、信頼に基づく行動 (Vertrauensbetätigung) も独立の要件としてあげられるが、これは信頼保護を (財産的) 処分保護 (Vermögens-) Dispositionsschutz) に切り縮める結果となること、信頼保護は財産保護を越えるものがあり、非財産的利益の保護もありうること、与えられた授益の保持への信頼が直ちに保護されることもあるとして、信頼に基づく行動は必ずしも必須の要件となるわけではないとするのも注目される。なお、当事者の主観的信頼のその客観的保護価値性は、諸原理との考量を通じて与えられ、諸原理は抽象的には同格であつて事案に特殊の考量によりその優劣が決まるといふ。⁽⁴⁹⁾⁽⁵⁰⁾

当事者の保護に値する信頼がなく撤回が具体的に許される場合でも、官庁は撤回事由を知った時から原則として一年以内に撤回権を行使しなければならない (二項二文・四八条四項)。

二 四九条六項によれば、三号〜五号の事由に基づく撤回の場合は、当事者の保護に値する信頼があり、撤回により財産的損失が発生するときは、当事者の申請に基づき補償しなければならない。行政行為の存続を信頼したことが法的保護に値するかどうかの判定は、公益との考量に依存しないとみるのが支配的見解である。六項二文は、公益との考量が必要とする四八条三項一文を準用しないからである。Bronnenマイアーも同旨であり、信頼の保護価値性は当事者の行為を基礎に孤立的に (isoliert) 判断すべきであり、そうすると当事者が三号〜五号の撤回事由の発生に責任がなく撤回事由の発生を知るべきでもなかったときは、信頼は保護に値するのに対して、たとえば、当事者が事実変更を自ら生じさせたとき、法規定の変更を予見しえたとき、公共の福祉に対する重大な不利益の発生に責任があるときは、信頼は保護に値しないといふ。⁽⁵¹⁾ これに対して、マイアーは、公益との考量が必要とみるようであるが、当事者が撤回事由の発生に影響を及ぼしそのために撤回を予見しえたかどうか

が信頼の保護価値性の判断にとっては重要であり、なお、四八条二項三文一号にいう詐欺等、同二号にいう不当な申立て等が存在する場合は、これにより行政行為が違法とならないときでも、信頼の保護価値性は欠けるとみる。⁽⁵²⁾

補償請求権の範囲は、原則としていわゆる消極的利益に限られ、積極的利益すなわち行政行為が存続する場合に生ずる利益には及ばない。非物質的損失の補償は認められない。補償額については撤回を行う官庁が決定する。補償請求権は一年以内に行使しなければならぬ(六項二文・四八条三項三文・五文)。その裁判は一般に通常裁判所の管轄に属する(六項三文)。

右のほか、行政行為に基づき交付した証書・物件の返還義務が発生するときもある(五二条)。

- (44) Bronnenmeyer, Fn (16), S. 224f.
- (45) 同前, Blanke, Fn (20), S. 210. の点に関し、一九七三年の国法学者大会におけるグンター・キスカとハンス・マイアーとの論争については、乙部哲郎「西ドイツ公法における信頼保護の原則の動向」神院六巻一号(昭五〇・一九七五)一四二頁以下。
- (46) 同前, Müller, Fn (10), S. 92f.
- (47) 同前, Blanke, Fn (20), S. 216f.
- (48) Müller, Fn (10), S. 74, 83.
- (49) Müller, Fn (10), S. 114ff. なお、ミュラーによれば、連邦憲法裁判所は、一九八一年二月一六日の決定で初めて、授益的行政行為の取消・撤回について憲法上の法治国原理に基づく信頼保護の原則的可能性を承認、この信頼保護の成否は対立する一般的・個別的利益との考量により決められるといい、連邦行政裁判所は、撤回の場合に行われるべ

き考量のために、責任領域に基づく危険配分思想に由来する優越原則を定立したが、これによれば、撤回が当事者に
 とり予見可能であるときは、授益的行政行為の存続への信頼は保護に値しないとされた。

(50) ナチス革命前後においても、行政行為の撤回制限の根拠として信義則や信頼保護原則に求める学説もあったこと
 については、渡辺・注(一)六八頁以下、七六頁以下、杉村・注(三)一六三頁参照。このほかにも、Hauelsen, Fn (10),
 S. 1458f. は、瑕疵なき授益的行政行為に対する信頼保護は瑕疵ある授益的行政行為のそれよりも高いこと、撤回の許
 否は個別事案で撤回を求める公益と行政行為の存続への信頼との比較考量により決めるべきこと、基本的には撤回不
 自由が原則であることなどを主張する。その後、Kimmich, Fn (21), S. 257も、瑕疵なき授益的行政行為の撤回要件
 は、法治国の具体化である法的安定性＝信頼保護のために、瑕疵ある授益的行政行為の取消要件よりも当然に加重さ
 れるとして、撤回不自由原則を主張、例外的に認められる撤回の場合でも、当事者の信頼損失を補償しなければなら
 ないという。これに対し、J. Mainka, Vertrauensschutz im öffentlichen Recht, 1963, S. 57ff. は、取消の禁止制限の
 根拠は信頼保護に求めるが、撤回の禁止制限は受益者の権利侵害の禁止などすでに存在する特別の原則から根拠づけ
 ることができ、信頼保護原則の補完性を理由に同原則は行政行為の非撤回性を根拠づけえないという。ただし、一般
 的禁止を解除する許可を含む例外的承認を当事者が利用、これに関連して金銭・労力を投下したときは、信頼保護の
 ため官庁は撤回できないなどという。この考え方は、イブセンのそれに類似するようと思われる(前掲注(一)参照)。
 マインカがいう信頼保護原則の補完性については、乙部・注(45)二五八頁。Scherbarth, Fn (18), S. 780ff. は、比例
 適合原則に撤回の禁止制限の根拠を求め、同原則の範囲内で信頼保護の視点も考慮に入れられるという。

(51) Brommenmeyer, Fn (16), S. 273f. なお、H. Johlen, Ausgleichsansprüche bei der Rücknahme oder dem
 Widerruf begünstigender Verwaltungsakte, NJW 1976, S. 2156 ㄹ 適法な行政行為にあつては信頼の保護価値性は
 公益との考量に依存しないとみる。

(52) Meyer, Fn (11), S. 943. なお、Müller, Fn (10), S. 82 も、公益との考量は信頼の保護価値性の概念に内在するか

ら、四九条六項一文と四八条三項一文の表現とで実質的な差異はないという。

四 目的拘束的給付行政行為の撤回

一 概 説

一 V w f f G の施行後まもなく、同四九条二項一文・三項が定める遡及的撤回の禁止が受益者による償還義務 (Erstattungspflicht) を妨げることが分かり、一九八〇年には、B H O 四四 a 条により遡及的撤回の可能性を生み出した。ただし、B H O 四四 a 条は、同法にいう出捐の償還のみに適用されその他の給付には適用されない。そこで一九九六年の V w f f G の改正により、新設の四九条三項は目的拘束的給付 (zweckgebundene Leistung) 行政行為の遡及的撤回の可能性を認め、同じく新設の同四九 a 条は遡及的取消・撤回等の場合の償還義務等を定めた。これとともに、違法な授益的行政行為の遡及的取消の場合の償還義務を定める四八条二項五文から八文および B H O 四四 a 条は廃止された。

目的拘束的給付行政行為も一種の授益的行政行為である。ミュラーは、四九条三項は同二項に対する特別規定であり、目的拘束的給付行政行為の撤回の場合には同二項は適用されないと⁽⁵³⁾いうが、反対説もあるようである。同三項は「過去に対する効力をもつてしても」(auch mit Wirkung für die Vergangenheit) 撤回できると定めるから、将来的撤回または遡及的撤回のいずれの可能性も認め、この決定は官庁が義務に適った裁量により行うべきとするように解される。

二 特定目的の遂行のために与えられる公の給付は、「助成金 (Subvention)」概念に含まれる。たとえば、特定の機械の購入のための財政資金の給付は、企業による機械の購入による雇用の確保・創出という最終目的達成

のための手段となる。目的拘束的給付を効果的なものにするためには、給付の利用を統制して目的違反の利用には制裁が必要であり、四九条三項は撤回可能性により対処する。同時に、官庁が助成決定時に抱いていた期待 (Erwartung) をも保障する。⁽⁵⁴⁾

給付の利用目的は、抽象的には給付の根拠となる法規定から生ずるが、個別化・具体化を必要とする。給付決定中に利用目的を明確に記載すべきであり、利用目的の特定は行政行為の主な構成部分となる。法規定を指摘するだけでは十分ではない。⁽⁵⁵⁾ 助成により、受益者には金銭給付の目的拘束の利用という主たる義務のほかに、目的拘束の利用の証明義務、報告義務、記帳義務、行政による統制の受忍義務などの付随義務が発生、行政側には利用を監視する義務が発生する。⁽⁵⁶⁾

(53) Müller, Fn (10), S. 101f.

(54) Müller, Fn (10), S. 93f, 101ff.

(55) Meyer, Fn (11), S. 937f.; Müller, Fn (10), S. 104f.

(56) Müller, Fn (10), S. 102.

二 撤回事由

目的拘束的給付の将来的または遡及的撤回のためには、以下のいずれかの事由が充足されなければならない。

一 目的のために給付が直ちに利用されなかったこと (一号前段) 直ちに (alsbald) とは、遅滞なくの意味ではなく、利用の種類に照らして期待可能な時期をいう。⁽⁵⁷⁾ 当初は遅滞したが結局は目的のために利用されたときは、撤回は比例適合的ではなく、撤回に代えて支給から目的適合的利用までの間の利子を求めるのが原則となる (四九 a 条四項)。直ちに利用されなかった原因が早く支給しすぎたこと、すなわち行政自身の領域に帰せし

められる場合には、利子の支払要求もできない。⁽⁵⁸⁾

二 目的に適合しない利用（一号後段） 重要なのは、助成の最終目的の遂行の有無やこの遂行が客観的に不可能かどうかではなく、利用目的に適合する利用が実際にあったかどうかである。⁽⁵⁹⁾

三 負担の不履行（二号） この負担は、利用目的、最終目的または付随目的に資するように定められる。

利用目的の確保のための付随義務でもっとも重要なのは、利用証明義務であり、つぎに、報告義務・記帳義務などがある。最終目的の確保のための付随義務は、たとえば一定数の雇用の創出という負担により生まれる。付随目的確保のための付随義務は不法労働者を従事させないようにすることなどにみられる。負担不履行の場合には、理論的にはその強制執行と撤回の選択可能性がある。右の付随義務はすべて代替不可能な義務であるから、強制手段としては、最高額二〇〇〇DMの強制金 (Zwangsgeld) のみが考えられるという (行政強制執行法 [VwV G] 一一条三項)。これに対して、撤回に基づく償還義務の範囲は零から助成額すべてまで及びうる。通例、利用証明を提出しない場合は助成額まで、他の負担不履行の場合は個別事案の特殊性に依存する。⁽⁶⁰⁾

(57) Meyer, Fn (11), S. 939.

(58) Müller, Fn (10), S. 107f.

(59) Müller, Fn (10), S. 105f.

(60) Müller, Fn (10), S. 108ff.

三 撤回の制限・効果

一 撤回事由が存在する場合でも、当該事案で具体的に撤回をするかどうか、また将来的撤回または遡及的撤回のいずれを選ぶかは、官庁の裁量に委ねられる。この場合には、裁量行使のための一般原則が適用される。撤

回するかどうかの裁量決定では、撤回を求める公益と相手方の利益との考量が必要となるが、右の撤回事由が存するときは目的拘束的給付の存続への信頼保護は認められない。目的に適合する利用ができない原因が行政側の責任領域にあることなどは、右の裁量決定の範囲内で考慮される。⁽⁶¹⁾

当該事案で具体的に撤回が許される場合でも、官庁は撤回事由を知った時から原則として一年以内に撤回権を行使しなければならない(三項二文・四八条四項)。

二 遡及的撤回が行われる場合には、受益者に償還義務が発生する。V w V f G 四九 a 条は、目的拘束的給付行政行為を含むすべての給付行政行為について、しかも遡及的撤回の場合だけでなく、遡及的取消や解除条件の成就により行政行為が効力を失った場合の償還義務・利息支払義務を定めるが、便宜上、ここで、同条を掲げておこう。

第四九 a 条(償還、利息)

- (1) 行政行為が過去に対する効力をもって取り消されもしくは撤回されまたは解除条件の成就により効力を失うかぎり、すでに提供された給付は償還されなければならない。償還されるべき給付は、文書による行政行為により確定しなければならない。
- (2) 利息を除く償還の範囲については、不当利得の返還に関する民法の規定を準用する。受益者は、行政行為の取消、撤回もしくは効力を失うに至る事情を知ったかまたは重大な過失によりこれを知らなかったかぎり、利得の消滅を援用することができない。
- (3) 償還すべき金額は、行政行為が効力を失った時から、ドイツ連邦銀行のその時の割引率の年一〇〇分の三の利息を支払わなければならない。とりわけ受益者が行政行為の取消、撤回または効力を失うに至る事情に

責めがなく、かつ、償還すべき金額を官庁により確定された期間内に支払ったときは、利息請求権を行使しないことができる。

(4) 給付が支払い後直ちに一定目的のために利用されないとときは、目的に適合する利用までの期間、第三項第一文による利息を要求することができる。第四九条第三項第一文第一号の規定は、その適用を妨げられない。本条に基づく償還義務は、金銭給付だけでなく物の給付にも適用され、仮の行政行為にも適用される。一部の取消・撤回の場合は、償還義務は一部について発生する。利子額の算定の基礎となるドイツ連邦銀行の割引率は変動するために、利子率も固定的ではなく柔軟性がある。⁽⁶²⁾

(61) Müller, Fn (10), S. 105f, 108.

(62) Meyer, Fn (11), S. 94f, 95If. ただし、ドイツ連邦銀行の割引率は一九九八年末をもって廃止となり、二〇〇一年末までは特別の法律の定めに委ねられることになったという。欧州連合 (EU) 法との調整を図るためのものである。

五 二重効果的行政行為の撤回

一 混合効果的行政行為の撤回

一 二重効果的行政行為 (Verwaltungsakt mit Doppelwirkung) の撤回の問題は、混合効果 (Mischwirkung) 的行政行為と第三者効 (Drittwirkung) 的行政行為とに分けて扱われる。⁽⁶³⁾

まず、混合効果的行政行為とは、同一の当事者に授益的かつ侵益的な法的効果を及ぼす行政行為をいう。たとえば、官吏任用などの身分的行政行為、負担付または申請の一部拒否の形で行われる授益的行政行為をいう。

二 授益的部分と侵益的部分とが分割可能な場合は、それぞれ授益的行政行為と侵益的行政行為の撤回に関する

る規律に服する。身分的行為のごとく両者が分割不可能な場合は、原則として授益的行政行為の撤回に関する規律に服する。

三 行政行為が内容とする侵益をより厳しいものに変えるという場合もまれではない。この例は、官庁が手数料を低めに確定したことを知ったときなど、とりわけ公課法の領域でみられる。判例・学説には、四九条二項の適用または類推をいうもの、四九条一項の裁量決定のなかで当事者の利益を考慮すべきというもの、比例適合原則に反しないかぎり厳しい内容の侵益に改めることは許されるというものに分かれるようである。

この点、ブロンネンマイアーはつぎのようについて、厳しい内容の侵害に改める行政行為が授益的行政行為の撤回と見ることができれば、四九条二項が適用される。撤回されるべき侵益的行政行為が同一事案でより厳しい侵害を命ずる権限を放棄するという官庁の明確な態度を含む場合には、この侵益的行政行為は（混合的效果をもつ）授益的行政行為でもある。官庁が当初の侵益的行政行為には触れずに付随的に新たな行政行為を発するとき（例、差額分についての手数料決定）、行政行為の撤回はみられない。

(63) 以下の記述は、もつぱら Bronnenmeyer, Fn (16), S. 278ff. による。なお、二重効果的行政行為の概念・撤回等については、遠藤博也『複数当事者の行政行為』(1)北法二〇巻一号(昭四四・一九六九)四頁以下のほか、兼子編著『西ドイツの行政行為論』(成文堂、昭六二・一九八七)に所収の、兼子仁「現代行政法における行政行為の三区区分」、石崎誠也「西ドイツにおける『二重効果的行政行為』論」や、荻野聡「複合的行政行為の特色」『ジュリ増刊行政法の争点』(昭五五・一九八〇)八〇頁以下。

二 第三者効的行政行為の撤回

一 第三者効的行政行為とは、相手方に授益的だが第三者には侵益的(例、建築許可)、または、相手方に侵益

的だが第三者には授益的（例、建築物の除却命令）である行政行為をいう（以下、もっぱら前者を念頭に記述）。
 侵益的・授益的とは法的性格をもつものに限り、事実上に侵益的・授益的なものを含まない。つきに掲げる五〇条は、第三者効的行政行為などと明言しないが、これを規律するものと解される。同条は混合効果的行政行為には適用も準用もされない。⁽⁶⁴⁾

第五〇条（法的救済手続における取消および撤回）

第四八条第一項第二文、第二項から第四項までの規定ならびに第四九条第二項から第四項および第六項の規定は、第三者が取消を求めている授益的行政行為が前置手続または行政裁判手続に係属中に廃止され、これにより異議審査または訴えが容認されるかぎり、適用しない。

二 法的救済手続における異議審査庁または行政裁判所による行政行為の廃止は、行政裁判所法（V w G O）
 六八条以下・一一三条の規律に服するが、⁽⁶⁵⁾ 法的救済手続中に当該行政行為を処分庁が廃止する場合は、V w V f
 G 五〇条の規律に服する。五〇条の趣旨は、受益者の信頼保護よりも侵益をうける第三者の保護を優先すること
 にある。⁽⁶⁶⁾ 四八条・四九条は二極関係における利益調整の役割を果たすが、五〇条は多極関係で受益者の負担にお
 いてこれを修正するのである。⁽⁶⁷⁾ 法的救済手続中に当該行政行為を処分庁が廃止する場合は、四九条一項に基づき
 瑕疵なき裁量決定をしなければならないが、まず、第三者の利益を考慮すべきである。原則として、受益者は行
 政行為の廃止を予期すべきであるから、行政行為の存続への信頼は保護に値しない。ただし、たとえば、つぎの
 ような場合には、行政行為の存続への信頼は保護に値する。①異議審査の提起後、官庁がV w G O 八〇条二項四
 号に基づき授益の即時執行を命じたとき、②第三者が行政行為の取消を求めているにもかかわらず、処分庁が行
 政行為を廃止しないことや違法な場合にのみ廃止することを確約していたとき、③法的救済の提起前に、受益者

が信頼を実行に移していったとき。⁽⁶⁸⁾

三 第三者が実際に異議審査（VwGO六八条以下）または取消訴訟（同四二条）を提起する前までは、五〇条は適用されず、四九条二項が適用される。しかも、異議審査または取消訴訟の提起は許容され、かつ、理由がある場合でなければならず、第三者によるこの提起の可能性があるというだけでは足りない。⁽⁶⁹⁾⁽⁷⁰⁾

(64) Meyer, Fn (11), S. 956f.

(65) Meyer, Fn (11), S. 957. VwGOの邦訳については、南博方編『条解行政事件訴訟法』（弘文堂、昭六二・一九八七）一〇〇頁以下、木村弘之亮訳「一九九八年ドイツ行政裁判所法」法研七四卷六号（平一三・二〇〇二）一一九頁以下参照。ドイツの法的救済手続については、南博方「西独の行政裁判の改革」『行政訴訟の制度と理論』所収（有斐閣、昭四三・一九六八）一九六頁以下、大久保則子「ドイツの異議審査制度」南博方古稀記念『行政法と法の支配』（有斐閣、平一一・一九九九）一一七頁以下、八木良一「福井章代『ドイツにおける行政裁判制度の研究』（法曹会、平一一・二〇〇〇）八一頁以下、小原清信「一九九六年ドイツ行政裁判所法改正について」久留米三八号（平一一・二〇〇〇）一〇五頁以下など。

(66) Meyer, Fn (11), S. 956f. マイアーは、五〇条の趣旨として手続経済をもあげる。

(67) B. Remmert, Die behördliche Aufhebung von Verwaltungsakten mit Doppelwirkung, VerwArch Bd. 91 (2000), S. 209, 212f. レンメルトは、手続経済の論拠には批判的である。

(68) Bronnenmeyer, Fn (16), S. 300f.

(69) T. J. Horn, Die Aufhebung des der Drittanfechtung unterliegenden Verwaltungsakts, 1989, S. 116f.; Remmert, Fn (67), S. 225f. 同旨、遠藤・注(5)二〇一頁以下、石崎・注(3)二七七頁。

(70) VwVfG五一一条は、①事実・法状況の変更、②新証拠方法の提出、③民事訴訟法五八〇条に対応する再審事由

が存在するときは、官庁は関係人の申立てに基づき行政行為の廃止変更をどうかを決定しなければならないと定める。この手続の再審は、侵益を受ける第三者のイニシアティブによっても開始されることがある。この場合、第三者効的行政行為の廃止可能性や廃止義務もあり、この根拠として、四八条・四九条適用説、五〇条適用説もあるが、Horn, Fn(69), S. 144f. は、五一条適用説をとるようであり、なお、右の①の再審は、とりわけ継続効をもつ行政行為および未執行の行政行為の場合に限られるとみる。

六 租税行政行為の撤回

一 概 説

一 一九七六年に制定の租税通則法（A O）一三二条は、租税行政行為の撤回について定める。⁽⁷⁾

第一三二条（適法な行政行為の撤回）

(1) 適法な非授益的行政行為は、それが不可争となった後でも、全部または一部、将来に対する効力をもつて撤回することができる。ただし、同一内容の行政行為を改めて発しなければならぬとき、または、その他の理由から撤回が許されなるときは、このかぎりでない。

(2) 適法な授益的行政行為は、それが不可争となった後でも、次の各号のいずれかに該当するときにのみ、全部または一部、将来に対する効力をもつて撤回することが許される。

一 撤回が、法規定により許されるとき、または、行政行為において留保されているとき

二 行政行為に負担が付されている場合において、受益者がこれを履行しなかつたとき、または、定められた期間内に履行しなかつたとき

三 財務官庁は後に発生した事実に基づくならば行政行為を発しない権限があり、かつ、撤回をしなれば公益が危うくなるであろうとき

第一三〇条第三項の規定は準用される。

(3) 撤回されるべき行政行為は、財務官庁がより後の時点を決めないときは、撤回の発効とともにその効力を失う。

(4) 撤回に関しては、行政行為の不可争後は、土地管轄に関する規定により権限を有する財務官庁が決定をする。撤回されるべき行政行為が他の財務官庁により発せられたときも、また同様とする。

AO一三一条は、VwVfG四九条の関連条項と同一またはほとんど同一の表現である。VwVfG四九条二項一文四号・五号や同三項・六項に相当する条項は、AO一三一条にはない。このように双方には共通する規定が多いことから、AO一三一条の解釈にとつても、後者についてこれまで述べたことは有益であろう。VwVfG四八条・四九条等がとくに警察法・営業法・公物法を手本としたことをあまり深く考えずに、またそれほど必要性もないのに法秩序の統一の見地から、AO一三〇条・一三一条等の中にこれを取り入れたなどと、厳しい批判を加えるものもある⁽⁷²⁾。なお、VwVfG四九一条に相当する条項はAOには導入されなかった。

二 AO一三一条に基づく撤回は将来に向かってのみ許されるから、とりわけ継続効をもつ行政行為すなわちその効果が一回的 (einmalig) な命令 (例、租税決定 (Steuerbescheid)) または禁止につきず、継続的に法律関係を生じさせる行政行為、たとえば租税優遇措置 (同五一条以下)、記帳軽減の承認 (同一四八条)、租税徴収の猶予 (同二二二条)、租税納付の延納 (同二三三条)、行政行為の執行停止 (同三六一一条) などに対して適用になる⁽⁷³⁾。これに対して、租税免除などすでに執行済の行政行為や、延滞料・強制金などが支払済である場合はその確

定処分は撤回することができないこと。⁽⁷⁴⁾

(71) AO二二〇条・二二二条等については、中川一郎編『77年AO法文集(邦訳)』(税法研究所、昭五四・一九七九)九〇頁以下に波多野弘教授による邦訳があり、本稿でも訳出に当たり参考にした。

(72) Tipke-Kruse, Kommentar zum Abgabenordnung, 8. Aufl., 1976, Vor §130ff. Tz. 4. ⁽⁷⁵⁾ J. Martens, Die neue Abgabenordnung, NJW 1976, S. 652; G. Mihatsch, Änderung, Rücknahme und Widerruf von Steuererwaltungsakten, 1988, S. 65.

(73) Mihatsch, Fn (72), S. 81f. ⁽⁷⁶⁾ Kirsten/Schneider/Schürmann, Berichtigung von Steuererwaltungsakten und die Verjährung nach der Abgabenordnung 1976, 1976, S. 21; M. Förster in: Koch/Scholtz, Abgabenordnung (Kommentar), 5. Aufl., 1996, S. 834.

(74) R. Rüsen in: Klein, Abgabenordnung (Kommentar), 7. Aufl., 2000, S. 693.

二 撤回の制限等

一 侵益的行政行為の撤回は自由であるが、一定の制限がある(一項)。VwVfG四九条一項とまったく同一の表現である。①同一内容の行政行為を改めて発しななければならない例として、記帳義務の確認決定(二四一条)、租税債務関係から生ずる請求権に関する争いについての決定(二一八条二項)などがあげられる。⁽⁷⁵⁾②「他の理由」から撤回が許されない例として、法律規定のほか行政示達に基づき撤回が許されない場合をあげるものもある。⁽⁷⁶⁾「他の理由」から撤回が許されないという実例はほとんど存しないようである。⁽⁷⁷⁾

二 授益的行政行為の撤回は、一定の撤回事由がある場合にのみ許される(二二項)。①附款は、行政行為の法律上の要件の履行を確保するため、または、財務官庁の義務に合った裁量に基づき付される(二二〇条)。許容要件

を欠く撤回留保であっても撤回事由にはなるが、撤回するかどうかの裁量決定のさいにはこのことも考慮しなければならぬという。⁽⁷⁶⁾ ②負担の不履行について、相手方の故意・過失は撤回事由としては不要である。ただ、相手方が有責でないときの撤回は裁量瑕疵となろうといい、相手方が有責であっても直ちに撤回することなく、A O三二八条以下に基づく負担の強制執行の可能性も考慮すべきであるというものもある。⁽⁷⁸⁾ ③行政行為を支える事実状況が発付時に存在していたことやその法的重要性を事後に知ったこと、法的事情や財務官庁の法的外見解の変更などは、撤回事由とはならない。事実の変更は当事者にとって予見可能ではないから、撤回をしなければ公益が損なわれるという場合にのみ撤回は許される。従前の決定を維持すれば受益者が他の納税者と比べて不当に優遇される場合が、その例とされる。⁽⁷⁹⁾ ④このほかの撤回事由として、相手方の了解 (Einverständnis)・同意 (Zustimmung) をあげるものもある。⁽⁸⁰⁾

撤回事由があっても実際に撤回するかどうかの決定は財務官庁の裁量に委ねられる。A O一三二条二項は撤回事由も少なく信頼損失の補償の定めもないが、同条は撤回の禁止制限の根拠として信頼保護原則に依拠する。⁽⁸¹⁾ 相手方の信頼保護の要請は、違法な行政行為の取消の場合よりも強いものがあるが、右の①・②・④の場合は、原則として行政行為の存続についての保護に値する信頼は存在しない。⁽⁸³⁾

当該事案で具体的に撤回が許される場合でも、財務官庁は撤回事由を知った時から原則として一年以内に撤回権を行使しなければならない (二項二文・一三〇条三項)。

三 第三者効をもつ行政行為の取消・撤回はA O一三二条が定めるところであるが、ここに同条を掲げておく。

第一三二条 (異議申立て手続における取消、撤回、廃止および変更)

行政行為の取消、撤回、廃止および変更に関する規定は、異議申立て手続に係属中および財政裁判手続に係属中にも適用する。第一三〇条第二項および第三項ならびに第一三一条第二項および第三項は、異議申立て手続または財政裁判手続に係属中に第三者が取消を求める授益的行政行為の取消および撤回を、これにより異議申立てまたは訴えが容認されるかぎり、妨げない。

本条は租税決定等にも適用される。⁽⁸⁴⁾ 本条第二文は、内容的にはVwVfG五〇条と同じ考え方に基づく。ただ、租税法令は第三者保護の規定を欠くために第三者効をもつ行政行為は実際上行われないことから、本条項はあまり重要ではないといふ。⁽⁸⁵⁾

AO一三三条は、取消・撤回そのほかの理由により行政行為が効力を失う場合の証書・物件の返還義務を定める。内容的にはVwVfG五二条と同じであるが、租税法ではこの条項もあまり重要ではないといふ。⁽⁸⁶⁾

- (75) Mihatsch, Fn (72), S. 82.
- (76) Mihatsch, Fn (72), S. 82; Förster, Fn (73), S. 835f.
- (77) Rüsken, Fn (74), S. 693. AO等に定める侵益的行政行為や授益的行政行為の例については、Mihatsch, Fn (72), S. 69ff.
- (78) Mihatsch, Fn (72), S. 86. 544, Förster, Fn (73), S. 835f.
- (79) Kirsten/Schmider/Schürmann, Fn (73), S. 23; Mihatsch, Fn (72), S. 82; Förster, Fn (73), S. 836.
- (80) Mihatsch, Fn (72), S. 87; Förster, Fn (73), S. 836.
- (81) Tipke-Kruse, Fn (72), §131. Tz. 7; Mihatsch, Fn (72), S. 22, 65, 84.
- (82) Kirsten/Schmider/Schürmann, Fn (73), S. 20.

- (83) Mihatsch, Fn (72), S. 84ff.
- (84) Mihatsch, Fn (72), S. 91; Rüsken, Fn (74), S. 696. ドイツの租税救済制度については、清永敬次「西ドイツ税法上の法的救済制度」論叢七〇巻三号(昭三六・一九六一) 九四頁以下、南博方「西独の租税争訟制度」(昭四九・一九七四)『租税争訟の理論と実際』所収(弘文堂、昭五〇・一九七五) 一三三頁以下、三木義一「ドイツにおける租税訴訟の現実とその背景(一)」、(二・完)「民商一九卷五号六二三頁以下、同六号八八六頁以下(平一一・一九九九)、大久保・注(65)一一五頁以下、八木+福井・注(65)二七七八頁以下など。
- (85) Förster, Fn (73), S. 837; Rüsken, Fn (74), S. 696.
- (86) Rüsken, Fn (74), S. 697.

七 おわりに

一 以上、若干の文献を参照してではあるが、V w V f G 四九条等を中心に、いちおう行政行為の撤回に関する規律を概観することができたのではないかと思う。ここでは、少しばかり概括的な論評を付記しておく。

1 侵益的行政行為の撤回 V w V f G 四九条一項やA O 一三一条一項は、侵益的行政行為について、撤回自由が原則であり例外的に撤回は許されないという仕組みをとっているが、この規律には賛成できる。侵益的行政行為の撤回は自由と解しても、原則として相手方の信頼を損なわないからである。例外的に、①改めて同一の行政行為を発しなければならぬ場合は撤回は許されないが、このことは侵益的行政行為だけでなく授益的行政行為についても原則として妥当するであろう。②「他の理由」から撤回が許されない場合として、法律の規定から撤回不許容が導かれるときも含まれるが、このことは結局、V w V f G 一条の補完条項を繰り返すものであり、

宣言的意味をもつにすぎないという見解があった。ただ、四九条が行政行為の撤回に関する一般的包括的な規定であることを考慮すれば、確信的な意味であれ同条中にこの種の規定を置く意義はあるであろう。同様の指摘は、授益的行政行為の撤回事由を定める四九条二項一文一号前段についても可能であろう。

「他の理由」の中には、信頼保護原則などの法の一般原則も含まれるようである。侵益的・授益的という言葉の理解にもよるが、侵益的行政行為が付随的または第三者的に授益的效果をも有する場合を念頭に置いているものと解される。撤回するかどうかの裁量決定では、それが授益的であることをも考慮すべきことになる。このような侵益的行政行為については、厳格な撤回事由の存在は前提要件とはならず、この意味で授益的行政行為の撤回の場合と比べてより容易であるのは理解できる（逆にいえば、授益的行政行為の撤回事由は侵益的行政行為のそれとしても妥当しうることになろう）。なお、このような侵益的行政行為について例外的に保護に値する信頼がある場合、一律に撤回の禁止ということだけでなく、撤回は許容するが損失補償が必要というケースもありうるのではなからうか。

2 授益的行政行為の撤回 V w v f G 四九条二項や A O 一三一条二項は、授益的行政行為については撤回自由が原則であり例外的に撤回は許されないという仕組みはとらず、むしろ授益的行政行為の撤回は自由ではないという立場にたつように思われる。授益的行政行為の撤回は一定の撤回事由の存在が前提となるとする点には、賛成できる。

(1) 個別の撤回事由について、一、二だけ問題点を指摘しておこう。たとえば、①行政行為の発付要件の履行を確保するために、撤回権の留保や負担などを付すことも認められる。立法論としては、相手方が負担等を履行しなかつたために行政行為の発付要件が確保されなときは、撤回権を行使するまでもなく解除条件の成立によ

り行政行為は当然に失効という考え方もありうるであろう。②事実・法規定の事後的変更の場合、撤回を求める公益が行政行為の存続への受益者の利益よりも優越するというだけではならず、行政行為の存続自体が公益に危険を及ぼすことが必要というのは厳しすぎる。前者の場合も撤回事由として認められるべきであるが、VwVf G の場合には、これは公共の福祉に対する重大な損失の防止・除去という撤回事由によりある程度はカバーするであろうか。③撤回事由は完結的であると解されているが、受益者の同意は撤回事由とはならないであろうか。強大な行政と弱者である個人の対立という構図のなかで個人の同意を一般的な撤回事由として承認することには問題もあるが、事案によつて受益者の同意を撤回事由として認めてよい場合もあるように思われる（ちなみに、租税決定等の廃止変更の事由としては、納税者の同意が明規されている。AO一七二条一項二号参照）。

(2) 一般に、撤回事由がある場合でも実際に撤回をしようか否かは裁量決定に委ねられ、この際には受益者の信頼保護が重要な考量基準となろう。⁸⁷前記のように、ブロンネンマイヤーが撤回制限の根拠として信頼保護原則のほか比例適合原則をあげ、各撤回事由との関係で述べているところはほぼ賛成できる。受益者の信頼が法的保護に値するかどうかは、撤回を求める公益等との比較考量により判断すべきであろう。

まず、撤回権の留保・負担の不履行に基づく撤回の場合は、保護に値する信頼は通例のケースでは予想されない。この意味で、VwVf G 四九条六項がこの場合の撤回による信頼損失の補償は不要といい、AO一三一条が補償条項をもたないの理解できる。ただし、右の場合でも、例外的事案では相手方の保護に値する信頼が認められるケースもあろう。つぎに、事実変更・法規定の変更・公共の福祉に基づく撤回の場合は、相手方に保護に値する信頼があるのが通例であろう（AO二二一条は事実変更を撤回事由としながら補償条項を欠くのは、租税行政行為の特殊性を考慮したのでであろう）。ただ、法規定の変更の場合、撤回事由としては、行政行為に基づく給

付について受益者が未受領・未費消であることという要件が加わる。この場合、違法な授益的行政行為であれば、受益者に保護に値する信頼は認められないのが通例であり遡及的取消も許されることを考えると（VwVfG 四八条二項二文）、適法な行政行為については将来に向かってその効力を奪う撤回も許され、かつ、信頼損失の補償も不要となる場合が多いように思われる。

(3) VwVfG 四九条六項によれば、事実変更・法規定の変更・公共の福祉に基づく撤回の場合は、受益者に保護に値する信頼が存在するにもかかわらず撤回をするときは信頼損失の補償が必要となる。この損失補償は、撤回の効果であつて撤回の要件ではない。違法な授益的行政行為の取消について定める四八条二項からもうかがわれるように、信頼保護の態様にも二つの場合がある。いわゆる存続保護と財産保護である。適法な授益的行政行為の撤回の場合の信頼保護は、違法な授益的行政行為の取消（将来的取消）の場合の信頼保護よりも劣るといふのは理解しがたい。したがつて、法定の撤回事由が存在する場合でも、とりわけ撤回により非財産的損失が発生するとき、撤回により財産的損失が発生するときでも相手方の存続保護の要請が強いときには、撤回自体が許されないことがあると解すべきであろう。また、このように考えると、撤回権の留保・負担の不履行に基づく撤回の場合、例外的に受益者に保護に値する信頼が存在するときは撤回禁止のみというのはどうか。撤回は許されるが信頼損失の補償が必要と解すべき場合もあるのではなからうか。

3 目的拘束的給付行政行為の撤回 目的拘束的給付行政行為も授益的行政行為の一種であることに変わりはないが、VwVfG 四九条三項は将来的撤回または遡及的撤回のいずれの可能性も認め、この決定は官庁が義務に適った裁量により行うべきとするように解される。目的拘束的給付行政行為の撤回事由は、通例の授益的行政行為の撤回事由（二項）よりも少なく、この意味では三項の撤回事由は遡及的撤回のそれとしてみれば理解可

能であるが、将来的撤回の事由としては通例の授益的行政行為のそれよりも厳しい制約に服することになる。目的拘束的給付行政行為と通例の授益的行政行為の性格の差異からこのことが導かれるのか、両者に性格の差異があるにしても、前者について将来的撤回と遡及的撤回とで撤回事由が共通であるのとはどうかなど、検討の余地はあるように思う。

4 第三者効をもつ行政行為の撤回 V w V f G 五〇条やA O 一三二条の趣旨は、第三者による異議審査・異議申立て等の提起が許され、かつ、理由がある場合には、授益的行政行為やその一種である目的拘束的給付行政行為に所定の撤回事由がなくても、受益者はその撤回の可能性を予期すべきでありその存続を信頼することは許されないとすることであろう。五〇条が信頼損失の補償を定める四九条五項の非適用をいうのも原則として理解できる。法的救済手続外での第三者効をもつ行政行為の撤回にはV w V f G 五〇条やA O 一三二条は適用されないから、授益的行政行為の撤回に関する規定が適用されることになろう。ただし、この場合、単に受益者の信頼と撤回を求める公益との比較考量のみでなく、侵益をうける第三者の利益をも考慮すべきことになろう。⁽⁸⁸⁾

5 行政行為の種別との関係 行政行為の撤回制限の問題の検討に際しては、侵益的行政行為と授益的行政行為の区別を基本として二重効果的行政行為をも考慮に入れることが重要である。租税行政行為の撤回制限の問題の検討についても同じである。目的拘束的給付行政行為も授益的行政行為の一種である。ところで、行政行為が授益的かそれとも侵益的かの区別は、行政行為の客観的属性から判断する場合と、個別の行政行為についてこれに適用される法令の規定、撤回行為などとの関連から総合的に判断する場合の二つの見方があるように思われる。V w V f G やA O は前者の立場を基本とするように解される。⁽⁸⁹⁾ 行政行為が内容とする侵益をより厳しいものに変えるという場合の原行政行為は、基本的に前者の立場では侵益的行政行為、後者では授益的行政行為と解さ

れよう。前者の考え方をとる場合は、侵益的行政行為の撤回に関する裁量決定の範囲内でその存続への保護に値する信頼が認められる場合もあるとみるべきであるが、通例の授益的行政行為の撤回と比較して撤回事由・補償等で均衡を欠くこととなろう。後者の考え方をとる場合は、たとえば侵益的部分と授益的部分とが分割不可能な混合効果的行政行為でも、相対的にみればどちらかの部分が優越することとなり、当該行政行為の撤回の問題として扱うことが多くなろう。

行政行為の撤回制限の問題の検討に際しては、別の視点に基づく行政行為の種別法も付随的であれ考慮すべきであろう。たとえば、行政行為の（将来的）撤回は、継続効果をもつ行政行為について可能となるのに対して、完結的行政行為については（将来的）撤回は不可能のように思われる。このほか、予備決定等と最終決定との区別も考慮の余地があり、取消・撤回の可能性は前者が後者よりも広い部分もあるのではなからうか。⁽⁹⁰⁾

6 違法な行政行為の取消・撤回 V w f GやA Oは、違法な行政行為の取消と適法な行政行為の撤回を区別して扱う。授益的行政行為の発付後に負担の不履行や事実・法状況の変更等によりその発付要件が生ぜずまたは消滅する場合は、授益的行政行為は違法となるが、この場合に四八条二項または四九条二項の選択的適用という見解がある⁽⁹¹⁾。また、支配的見解は、適法な授益的行政行為の存続効は違法な授益的行政行為のそれよりも強いはずであるから、四九条二項に定める撤回事由は同時に違法な授益的行政行為の取消事由ともなると解している⁽⁹²⁾。A O一三二条二項について同旨の見解もある⁽⁹³⁾。撤回は将来効を生ずるのに取消は原則として遡及効を生ずるから、単純に撤回事由は取消事由ともなるともいえないが、少なくとも撤回事由は将来的取消の事由にはなるであらう。逆に、違法な行政行為の遡及的取消事由中、受益者の詐欺等や不当な申立てなどは（四八条二項三文一
号・二号）、適法な行政行為の撤回事由としても妥当するであらう。

二 ところで、租税行政行為の中でもっとも重要なのは租税決定であるが、租税決定とは租税債務者が負担する税額を拘束的に確認する行政行為をいう。租税決定等の取消・撤回についてはAO一七二条〜一七七条が定めるところである。また、一九八〇年に制定の社会法典(SGB)第一〇編四四条以下にも行政行為の取消・撤回に関する規律がみられる。これらの規律の概要等についてもみる必要があるが、このほか、ECにおけるおよびEC法との関連で行政行為の取消・撤回についてもみる必要があるが、これは将来の課題となる。

(87) 乙部哲郎「行政法における信頼保護」公法三九号(昭五二・一九七七)一六六頁以下。信頼保護の法的根拠として、信義則、法的安定性原理(例、前掲のミュラー、キミニツヒなど)、社会国家・社会的法治国、基本法二条、同一四条に求めるものがあり、独自の法原則とみるものもある。

(88) 乙部哲郎「行政行為の取消撤回と信頼保護」神院八巻一号(昭五二・一九七七)八二頁。なお、石崎・注(63)二八四頁。

(89) 後者の立場に属するものとして、遠藤・注(5)三四頁、乙部・注(88)八〇〜八一頁。

(90) 乙部哲郎「西ドイツ部分許可と予備決定の法律問題」神院一五巻一号(昭五九・一九八四)一五頁以下。

(91) Bronnenmeyer, Fn (16), S. 120. なお、Hans Meyer, Fn (25), S. 324は、違法な授益的行政行為について、四八条一項一文によれば取消が許されない場合でも、四九条一項一文に基づき撤回しうることもあるという。

(92) Bronnenmeyer, Fn (16), S. 34ff. なお、Meyer, Fn (11), S. 923やMüller, Fn (10), S. 72も同旨であるほか、四九条三項も違法な行政行為に適用可能であるという。

(93) Tiplke-Kruse, Fn (72), §131. Tz. 7; Rüsken, Fn (74), S. 693.

(94) さしあたり、乙部哲郎「西ドイツ租税通則法における租税決定等の廃止変更」神院二三巻四号(昭五八・一九八三)一七三頁以下、同「西ドイツ社会法典草案における行政行為の取消撤回」神院一〇巻二号(昭五四・一九七九)

九一頁以下、同「西ドイツ社会法典における行政行為の取消撤回」神院二二巻三号（昭五六・一九八一）一四頁以下。ただし、これらの規定もその後、一部、改正された。なお、Andt, Fn (7), S. 54ff. は、AO一七二条以下とVwVf G四八条以下との異同をくわしく分析したのち、前者の後者への吸収による統一化を提唱する。